

MVNOの事業環境の整備に関する政策提言 2026

1. はじめに ～「5G前提」時代におけるMVNOの役割と進化～

MVNOは、周波数という資源の有限希少性から避けることが難しい少数のMNOによる寡占的市場に対して競争をもたらし、消費者が料金・サービス本位の比較・選択をできるよう後押しすることで、移動通信市場の活性化と消費者の選択肢の拡大、利便性向上に大きく寄与してきた。2025年9月末時点において、MVNOの契約数は約4,066万、移動通信市場におけるシェアは約17.9%¹となり、「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言2022」²における「15%以上」という目標を達成するに至っている。このシェア拡大は、個人向け領域の競争環境が厳しさを増す中でも、用途・提供形態の多様化等が進み、MVNO利用の裾野が広がってきたことによるものである。

こうした状況は、2023年11月公表の「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」³に基づき、料金・サービス本位の競争につながる環境整備が継続されていることや、データ接続料の低廉化、MNPワンストップ制度の導入、eSIM普及促進といった継続的な制度整備の効果に加え、多様なMVNOが利用者のニーズに応えるべく、柔軟な料金設計や独自サービスを展開してきた成果でもある。

一方で、SIMカード型サービスを提供するMVNO（契約数3万以上）に限るとシェアは10.5%¹にとどまり、個人向け領域における成長の停滞が顕著となっている。この伸び悩みの要因としては、MNOによるサブブランド・廉価プランの定着と料金水準の接近、セット割引の強化などにより、MVNOが従来得意としていた価格競争力のみでは差別化が困難となりつつあることが挙げられる。しかし、近年では小売業、物流業などの異業種によるMVNO参入が加速し、専門性を生かした新たな価値創出の兆しも見え始めており、今後、MVNOには、価格以外の価値や社会的ニーズへの対応を通じ、持続可能かつ多様な競争の担い手として新たな価

¹ 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和7年度第2四半期（9月末））
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000272.html

² 「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言2022」https://www.telesa.or.jp/vc-files/mvno/mvno_20220318_2.pdf

³ 「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」の公表
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000894.html

値を積極的に市場に提案していくことが求められる。

ネットワーク面では 5G 契約が 4G 契約を上回る¹など市場は「5G 前提」へと移行し、2021 年以降、MNO による 5G (SA 方式) の本格提供が進み、混雑時にも快適にデータ通信を利用できる高度なサービス等の提供も進んでいる。しかしながら、MVNO においては未だ 5G (SA 方式) の提供を明示している例は確認できておらず、イコールフットイングの観点から機能開放は十分とは言えない。MVNO による 5G(SA 方式)への対応、特にまずは 4G における L2 接続と同等の接続方式の機能開放は急務の課題である。

MVNO 委員会は、2014 年、2018 年、2022 年にそれぞれ、包括的に移動通信市場の諸課題を提起した上で、MVNO がより高度で多様なサービスを提供するための解決策を取りまとめ、政策提言として発表してきた。直近 2022 年の政策提言における課題のいくつかは解決に向けた制度整備が進展してきている。例えば、指定卸役務の提供義務および情報開示義務を設ける卸協議に関する制度整備⁴、MNO の廉価プラン等が価格圧搾等による不当な競争を招いていないかの検証を目的とした移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証 (スタックテスト) の運用開始⁵、スイッチングコストの低廉化に資する MNP ワンストップ方式の実現⁶、接続による音声役務の実現に向けた MVNO への電気通信番号の直接指定を可能とする制度整備⁷等が挙げられる。一方、解決に向けた進捗が十分でないものもあり、予測接続料の適正化・精緻化および透明性の向上、5G (SA 方式) における L2 接続相当の実現等は引き続き取り組むことが重要である。また、MNO の提供する端末購入プログラムと端末割引等による過度な誘引、「SIM のみ契約」において過度な利益提供等を契機として発生している MNP ホッピングの問題、MNO やグループ MVNO が提供している利便性向上に資する機能等の開放など、新たな課題についても取り組んでいく必要があると考える。

なお、MVNO に対する消費者の認知が進み、利用するサービスの選択肢として一定の支持を得る中、MVNO は速度計測に係る自主的運用ルールの整備・運用や、消費者保護ルールの遵守等を通じて、利用者の期待に応える取組を継続してきた。加えて、eSIM の普及やオンライン手続の拡大等に伴い、分かりやすい情報提供や

⁴ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果及び情報通信行政・郵政行政審議会からの答申 (卸協議の適正性の確保に係る制度整備関係) <https://public-comment.e-gov.go.jp/pem/download?seqNo=0000253079>

⁵ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」、固定通信分野における「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の意見募集の結果及び各指針の公表並びに 接続料等と利用者料金との関係の検証の実施についての要請 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000831.html

⁶ 携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン (令和 5 年 5 月 24 日改正) https://www.soumu.go.jp/main_content/000775806.pdf

⁷ 「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」答申 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban06_02000094.html

厳格な本人確認等の重要性も高まっている。こうした取組は今後とも重要であり、MVNO 委員会としても、利用者の安心・安全と適切な比較・選択を支える観点から、業界横断的な活動に引き続き取り組んでいく。

こうした市場・制度環境の変化を踏まえ、2026 年時点においてもなお解決が求められる課題に加え、新たに顕在化した論点を整理し、MVNO が今後も競争の担い手としての役割を果たし続けるために必要な政策的対応を取りまとめた。

政府が推進する「デジタル田園都市国家構想」⁸や、誰一人取り残されないデジタル共生社会の実現⁹に向け、MVNO は、安心・安全で多様な通信サービスを通じて、利用者に選択肢を提供する持続可能な存在であると同時に、地域・分野を越えて、多様なニーズに応える柔軟な通信事業者として社会課題の解決に寄与する存在でもあることを目指す。

本提言は、MVNO が持続的に競争力を発揮し、利用者にとって合理的かつ信頼性の高い通信環境を提供できるよう、2022 年提言を踏襲・発展させた 5 項目の政策提言を掲げるとともに、移動通信市場における新たな競争段階にふさわしい事業環境の整備を提案するものである。

2. 移動通信市場における健全な競争環境の整備

移動通信市場において、有限で希少な周波数資源を効率的に活用する必要があるため、少数のMNOが設備を保有する構造は避けられない。その中でMVNOは、競争を活性化させ、利用者の多様なニーズに応える存在として、重要な役割を担ってきた。

一方で、近年の市場構造には変化が見られる。MNOによるサブブランドや廉価プランの展開により、MVNOとの料金帯の接近が進み、競争領域が重なる状況が継続している。さらに、ネットワーク面では「5G前提」への移行が進む中で、MVNOが従来の枠組みにとどまらない形で進化を遂げることが求められている。

また近年、異業種によるMVNO参入が加速し、市場の多様化と新たな利用者価値の創出に寄与し得る潮流が強まっている。この潮流を一過性に終わらせず、参入・挑戦が継続的に生まれる環境を整える観点からも、MVNOが競争の担い手として役割を果たし続けられる事業環境の整備が求められる。

MVNOが引き続き競争の担い手として役割を果たし続け、利用者に安心・安全で多様なサービスを提供し続けるためには、次の3つの視点から、MNOとの間で

⁸ 内閣官房「デジタル田園都市国家構想」<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html>

⁹ デジタル活用共生社会推進事業 https://www.soumu.go.jp/main_content/000819188.pdf

健全な競争環境を整備していくことが不可欠である。

- (1) MVNO と MNO の間の競争条件の公平性および透明性の確保
- (2) 利用者本位の公正で持続可能なサービスの提供
- (3) MVNO による次世代サービスの発展に向けた環境の整備

こうした取組を通じて、MVNO の役割を市場全体に定着させるとともに、持続的な競争が担保される市場の実現を目指す必要がある。本提言では、MVNO 全体でのシェア 22%以上の達成を一つの目標とし、その実現に向けた課題と解決策を次章以降にて示す。

行政においては、MVNO の果たす役割を踏まえつつ、本提言で示す課題への対応と制度の整備・運用改善を通じて、移動通信市場における健全な競争環境の確保に引き続き取り組まれることを期待する。

3. 諸課題の解決に向けた政策提言

本政策提言において、MVNO 委員会は、これら 5 項目を提言する。

- ① 接続料の予見性・卸料金の適正性の確保
- ② 競争環境の変化を踏まえたイコルフットーティングの確保
- ③ 5G (SA 方式) 時代の機能開放を踏まえた MVNO の在り方の検討
- ④ 利便性機能・新技術の MVNO への開放促進
- ⑤ 利用者本位の公正・持続可能な市場整備の推進

以下に、各提言の詳細を記載する。

- ① 接続料の予見性・卸料金の適正性の確保

- ・ 環境変化を踏まえた予測接続料算定の適正化・精緻化および透明性の向上
- ・ MVNO が持続的にビジネスにチャレンジできる適正な卸料金の実現

「設備を保有する MNO」と「設備を保有しない MVNO」が公正な競争環境の中でイコルフットーティングを確保し、MVNO が持続的にサービスを提供し続けるには、MNO に支払うデータ接続料や卸料金が中長期的に予見可能であることが不可欠である。そのために、データ接続料の予測算定における適正化・精緻化および透明性の向上と、卸料金の継

続的な適正化という 2 つの視点からの制度の継続的な対応・運用改善が必要と考える。

MVNO の事業運営において、データ接続料は一定の割合を占める主要なコスト項目の一つであり、その水準は収益構造に直接的な影響を与えるものである。2020 年度からデータ接続料における将来原価方式が導入され、MVNO にとっては、一定の予見性と中期的な価格見通しが得られる環境が整いつつある。しかしながら、予測接続料の算定はMNO 側による見積りに依存しており、予測根拠の妥当性や精度に対するMVNO 側からの検証手段が乏しいという課題が残る。

直近では、総務省「接続料の算定等に関するワーキンググループ」¹⁰ 等での議論により、データ接続料と音声接続料の費用配賦基準についてMNO 間で差異が見られることから、配賦基準を共通化する取り組みが進められている。MVNO 委員会としては、こうした制度的進展により接続料算定が精緻化することは評価しつつも、データの費用が増加してデータ接続料が大きく上昇することとなり、MVNO の事業運営に影響を及ぼし得ることから、制度運用上の予見性を確保する観点で、激変緩和措置を含む取扱いを整理いただいた。具体的には、データ接続料について、2024 年度及び 2025 年度は費用配賦見直し前の水準を維持しつつ、2026 年度の予測接続料において見直し後の水準を予め織り込む取扱いが整理されている。こうした制度運用の下でも、NTT 東日本/NTT 西日本におけるメタル回線廃止等に伴う光ファイバ接続料の上昇が、データ接続料に与える影響が不透明であることや、近年の物価上昇傾向などデータ接続料が上昇する要因も存在することから、MVNO にとっては事業の持続性を確保する上で、データ接続料が中長期的に予見できる環境がますます重要となってくる。そのため、行政においては、今後も継続的にデータ接続料の妥当性について検証等を行い、接続料予測の更なる適正化・精緻化を行う必要がある。

同時に、MVNO の予見性を高めるため、予測接続料の透明性向上も重要である。現在、予測の前提となる需要・コスト構造の多くは経営情報であることを理由に非開示であり、MVNO や第三者による妥当性確認が難しい。予測接続料の乖離がMVNO の事業運営に大きな影響を及び得ることを踏まえれば、MVNO が予測接続料の妥当性を評価できることは重要である。そのため、予測接続料等に関して、MVNO への情

¹⁰ 接続料の算定等に関するワーキンググループ
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/setsuzoku_seisaku/index.html

報開示内容の充実を図ることを要望する。具体的には、開示内容の定量化及び説明内容の充実が透明性の向上に資するものと考えており、それにより MVNO の予見性が高まっていくものとする。

卸料金については、2021 年に音声卸料金の引下げおよび「プレフィックス番号自動付与機能」の提供が実現し、MVNO の音声サービスの自由度が高まったことは高く評価できる。ただし、こうした改善が一時的・個別的な取組にとどまらないよう、持続的な市場メカニズムの中で適正性が担保される仕組みの構築が重要となる。

MVNO が継続的に料金競争力を確保し、新サービス開発・投資に踏み出せる持続的な事業環境を整備するには、卸役務の価格・条件が市場原理と交渉によって適正に形成されることが不可欠である。現状では、MNO の交渉優位性や情報の非対称性が、MVNO 側の価格交渉力やサービス展開に影響を与えている。

こうした課題を是正するため、卸協議の適正性確保に係る制度整備（提供義務・協議円滑化に資する情報提示義務等）が 2023 年に施行された。MVNO 委員会はこの制度整備を歓迎するとともに、この制度の趣旨を踏まえれば、MNO が提供する機能等について MVNO が要望する場合には、MNO から積極的に卸提供されることが望ましく、制度が円滑に運用されているか協議状況のフォローアップ等を継続的におこなうとともに、MNO と MVNO 間における卸協議に技術的な側面も含めた課題が生じていないか、引き続き注視することを要望する。

特に 5G（SA 方式）にかかる卸料金の設定においては、VoNR・スライミング・MEC など、5G（SA）由来の新たな機能について、どのような卸形態が考えられるのかは今後の議論となっているところ、総務省が策定した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」¹¹に基づき、卸役務と接続との代替性を踏まえた検証を行うことにより、料金水準の適正性を確保していくことが求められる。

MVNO 委員会としては、卸・接続の両面において、「制度整備」と「運用フォローアップ」の両輪で政策を進めることを求めるとともに、MVNO が引き続き市場に健全な競争をもたらす担い手となることを前提とした持続的な制度運営を期待する。

¹¹ 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン
https://www.soumu.go.jp/main_content/000709708.pdf

② 競争環境の変化を踏まえたイコールフットイングの確保

- ・ スタックテストによる MNO の料金プラン検証の実効性の向上
- ・ MNO に対する二種指定設備制度の規律の拡充

近年、MNO によるサブブランド・廉価プランが定着し、MVNO が従来優位性を持っていた価格帯において、MNO と MVNO 間の競争が続いている。このような競争は、利用者に新たな選択肢を提供し、サービス全体の品質向上を促す点では望ましいと考える。一方で、MVNO と MNO が同じ条件で公正に競争できる環境、すなわち「イコールフットイング」の実効的な確保は、これまで以上に重要な政策的課題となっている。

MVNO 委員会は 2021 年以降、総務省に対して、MNO の提供する料金プランがネットワークコストと整合しているか、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないか、を検証するスタックテストの制度化を提案し、2022 年 11 月の指針策定以降、運用が開始されたことは重要な前進であると考えている。

運用開始後も固定回線等とのセット割引の検証方法の整理など、検証の精緻化を目的に見直しがされており、これまでの検証方法は一定の整理が進んでいる一方、制度への信頼性・透明性を一層高める観点から、検証方法について実効性向上の余地があると考えている。特に検証対象となるサブブランド・廉価プランの検証にあたって、次の点において検証対象や手法が実態と乖離しているおそれがある。

- ・ 広告、販売促進費などの営業費相当額算定において、全社的・平均的な指標とされており、検証対象プランにおける営業費用が提供実態を反映できていない可能性

- ・ データ接続料相当額算定において、算定に用いるパラメータがブランド横断で共通化されており、検証対象プラン固有の実態を反映できていない可能性

この点、スタックテストにおける検証対象プランにおける前提条件の検討にあたって改善の余地があると考えており、今後のスタックテストの運用にあたっては、検証対象であるサブブランド・廉価プランにおける費用を正確に把握できるよう、算定方法について継続的に見直しをおこなうことが望まれる。

また、イコールフットイング確保のもう一つの柱として、MNO に対する制度的な規律の強化も重要である。現在、禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条）の適用を受けているのは NTT ドコモのみであり、第二種指定電気通信事業者の中でも KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンクには適用されていない。

先述の通り、MNO と MVNO が市場において同セグメントで競争をしている状況においては、MNO がグループ内 MVNO に対し不当に優先的な条件で卸提供を行うことで、規制を回避しながら実質的に競争を歪める可能性があるため、競争状況の変化を踏まえ、禁止行為規制の適用の要否や基準の妥当性について総合的に検証し、必要に応じて見直しを検討すべきである。

とりわけ、接続情報や顧客情報の目的外利用の禁止といった行為規制は、MVNO のサービス独自性や利用者の選択を守るうえでも重要性が増しており、特定 MNO だけに限定せず、競争状況に応じた収益シェア要件の見直しを含めた制度改正を検討すべきである。

公正な競争のルールが実効性を持つことは、市場における健全な競争を担保するための前提条件であり、MVNO が持続的に役割を果たしていくためにも不可欠である。

③ 5G (SA 方式) 時代の機能開放を踏まえた MVNO の在り方の検討

・ 5G (SA 方式) 等におけるアンバンドル機能化の実現

本格的な 5G (SA 方式) 時代が到来し、仮想化技術の進展によりネットワーク構成が大きく変化する中、MVNO が 5G ネットワークを活用して柔軟かつ競争力のあるサービスを提供するためには、MNO が保有する機能を分離 (アンバンドル) し、MVNO が必要な機能単位で選択的に利用できる環境の整備が急務となっている。

MVNO 委員会は、2021 年に MNO との協議を通じて、研究会等で 5G (SA 方式) の機能開放類型案を整理し、MVNO の将来像として VMNO (Virtual MNO) 構想を提唱してきた。VMNO 構想は、仮想化された MNO ネットワークを、API 等を介して活用する「ライト VMNO」、および独自の 5G コアを持ち無線アクセスのみ MNO から借り受ける「フル VMNO」の 2 モデルで構成されている。いずれのモデルも、MVNO が独自性と柔軟性を持って高度なサービスを展開することを可能とす

るものである。

2024年7月、ITU-T SG3「MVNOを考慮した5G関連政策」成果文書にVMNO構想について文案を提出、作成に貢献したことで国際的にもVMNO構想浸透の後押しとなった¹²ものの、現時点においてはこうしたVMNO的な接続モデルの実装には至っておらず、MVNOによる5G（SA方式）の活用はNSA方式に比べて制約を受けている。MVNOが新たな市場領域に参入できず、結果として5G時代の競争がMNO主導で固定化されることは、公正な市場形成の観点からも大きな課題である。

MNOの5Gコアを用いつつ、MVNOが柔軟にネットワーク設計・トラフィック制御を行える環境を整えることは、MVNOの独自サービス開発に不可欠である。現状、MVNOが選択できる接続形態の自由度が限定されており、MVNOの裁量を制限している。まずは、MVNOでも4Gと同等の自由度を確保し得る「L2接続相当」の仕組みを早期に実装することが重要である。加えて、5G（SA方式）においてMNOが自社サービスで提供している5G（SA方式）由来の機能（スライシング等）については、イコールフットィング確保の観点から、MVNOが選択的に活用できる形で段階的に拡充することが望まれる。さらに、こうした機能開放が一次MVNOにおけるビジネス機能の具備を通じて、二次MVNOが過度な開発負担を負うことなく5G時代のサービス競争に参入・継続できる環境を整えられることが重要である。これらの基盤整備は、仮想化されたMNOネットワークをAPI等を介して活用する「ライトVMNO」や、独自の5Gコアを持ち無線アクセスを活用する「フルVMNO」へと発展していくことで、MVNOが5G時代のイノベーション創出を促進する重要な役割を担う。

産業別・用途別に通信特性を分けたスライス型ネットワークの活用は、今後のサービス高度化にとって不可欠な技術である。MVNOがこれらの機能にアクセスできなければ、B2B・地域展開等の多様な事業機会を喪失しかねない。MNOに対し、スライス提供のガイドライン化・標準APIの整備等について、MVNOによる円滑な利用を確保する観点から、制度的対応の可否を含めた検討が必要である。

また、音声サービスの高度化において、IMS（IP Multimedia Subsystem）接続は、MVNOが自ら設置・運用するIMSをMNOのパ

¹² ITU（国際電気通信連合）でのMVNO委員会の成果 <https://www.telesa.or.jp/about/case/index.html>

ケット網に接続し、VoLTE 等の高品質音声サービスを自ら制御可能とするものであり、従来の制約を超えたサービス提供を可能とする。今後、総務省のガイドライン等において、IMS 接続について、接続ルール上の位置付け（例：アンバンドル機能／開放を促進すべき機能）や、接続条件・手続の明確化を検討することが望まれる。

MVNO が 5G (SA 方式) 時代に対応した形でサービス競争を担い続けるためには、こうした機能の選択的利用を可能とするアンバンドル機能化の制度上の位置づけの明確化と、機能別に整理された技術的・制度的な開放メニューの明示が不可欠である。これにより、MVNO が必要な機能を柔軟に取得し、持続的かつ自律的に事業拡張に取り組むことが可能となる。

MVNO 委員会としては、VMNO 構想をはじめとする中長期的な競争構造の多様化を見据え、以下の政策対応を提案する：

- ・ 5G (SA 方式) における L2 接続相当の早期実現
- ・ IMS 接続に関するアンバンドル機能化の実現
- ・ スライシング等の新たな開放機能の検討
- ・ MVNO 委員会が提唱する「VMNO 構想」推進

MVNO が、5G (SA 方式) という次世代ネットワーク環境下においても、競争・サービス・地域の多様性を担う存在であり続けるためには、アンバンドル前提の公正な制度設計が必要である。MVNO が「創造する通信事業者」として真に進化できるよう、実効性ある制度整備と運用が望まれる。

④ 利便性機能・新技術の MVNO への開放促進

- | |
|-------------------------------------|
| ・ 利便性向上に資する機能や革新的なサービスの MVNO への開放促進 |
|-------------------------------------|

MVNO が多様かつ高度なサービスを継続的に提供していくためには、MNO が保有する機能の段階的かつ実効的な開放が不可欠である。特に、eSIM の普及は、利用者による事業者変更の円滑化を通じた公正競争環境の確保に資するものであり、MVNO が競争の担い手として進化するための重要な前提である。

eSIM については、2021 年のスイッチング円滑化タスクフォースの提

言を起点に、MNO および一部 MVNO による提供が進んでいる。eSIM は、スマートフォンに限らず、IoT 端末や組み込み型デバイスへの通信機能の導入を大きく加速させる要素であり、SIM スロットを持たない機器向け通信の基盤としても重要である。

2022 年以降、スマートフォン向け eSIM の提供環境は拡大しつつあるが、MVNO への eSIM 提供が未だ十分に実現していない MNO も存在することから、提供に向けた対応が望まれる。また、eSIM クイック転送等の利用者の利便性向上に資する機能について、MNO 側で利用可能である一方、多くの MVNO では利用が困難であり、例外的に一部のグループ MVNO で利用できるケースがあるとの指摘もある。グループ MVNO と独立系 MVNO のイコールフットイングを踏まえれば、当該機能の提供条件や実装上の論点を整理し、MVNO における利用環境を整備していくことが望まれる。

行政には、eSIM 提供や利用者の利便性向上に資する機能の提供に係る制約やボトルネックを整理・可視化するとともに、必要に応じて技術基準や提供条件の明確化、卸提供条件の標準化等の措置を講じることが求められる。

これらの機能開放が着実に進むことにより、MVNO は利用者ニーズや機器特性に応じた柔軟なサービス提供が可能となり、B2B 用途やニッチ領域など新たな市場への展開も現実味を帯びてくる。

加えて、近年、MNO による NTN（非地上系ネットワーク）を活用した通信サービスの提供が開始されつつあり、災害・離島・山間部など従来の地上ネットワークが届きにくいエリアにおいても通信手段の確保が可能となるなど、移動通信の新たな展開が現実のものとなってきている。こうした次世代ネットワークの活用が進む中で、MVNO がこれらの技術を活用した革新的なサービスに参入できる環境整備が重要性を増している。

スマートフォン向けの NTN サービスはネットワークの認証に SIM が用いられることが想定される。多くの MVNO は MNO が発行する SIM と MNO の認証設備（加入者管理装置）を利用しているため、MVNO が MNO から独立して NTN 事業者から NTN サービスの卸提供を実現することは技術的に困難である。そのため、MNO から再卸を受けることが MVNO による NTN サービスの現実的な提供方法になると考える。MVNO による NTN 等の次世代ネットワーク活用の実現に向け、NTN

サービスの再卸に関する MNO と MVNO の事業者間協議を促進するとともに、技術的な課題等が生じた場合には、課題の解決に向け MNO に必要な情報開示を求めるなどの制度的枠組みを整備することが望まれる。

これらを実現させることで、MVNO が引き続きサービスの多様性と革新性を担保する存在として、市場における役割を果たし続けることが期待される。

⑤ 利用者本位の公正・持続可能な市場整備の推進

- ・ 利用者利益を踏まえた適正な競争環境の実現に向けた取り組み
- ・ 利用者が合理的な通信サービス選択ができる環境の維持
- ・ 利用者が安心してサービスを継続利用できるための取り組み

移动通信市場において、公正で持続可能な競争環境を維持するためには、利用者の合理的な選択を妨げる商慣行の是正、スイッチング環境の継続的整備、そして利用者の安心を支える基盤整備の 3 つの視点から、総合的な対応が求められている。

MVNO 委員会が 2026 年 1 月の「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会」¹³において報告したとおり、端末購入プログラムと端末割引等による過度な誘引に頼った商慣行からの脱却ができていないこと、MNP 優遇により一部利用者が得をする新たな不公平などの課題が顕在化している。

端末購入プログラムと端末割引等による過度な誘引が拡大すると、電気通信事業法第 27 条の 3 が掲げる「通信料金と端末代金の分離」及び「行き過ぎた囲い込みの是正」の趣旨が実質的に損なわれ、料金・サービス本位の比較・選択を阻害するおそれがある。

加えて、「SIM のみ契約」に対する高額還元を契機に MVNO 等の比較的月額料金が安価な回線を一時的に契約し、短期間で MNP 転出を繰り返すいわゆる「MNP ホッピング」行為が課題として顕在化している。こうした行為は、MVNO 等が負担するコストの回収を困難にし、事業運営に深刻な影響を与え得るため、抑止策について早期に論点整理と実

¹³ 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 市場検証委員会 利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会（第 3 回）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/yusei/02kiban03_04001151.html

効的な対応を進めることが望まれる。

一方で、利用者が合理的なサービス選択を行うには、現状のスイッチング環境の維持・強化も引き続き重要である。とりわけ、2023年5月24日にMNO及び一部のMVNOで開始されたMNPワンストップ方式は、利用者の心理的・手続き的ハードルを大きく引き下げる制度であり、その恩恵がMVNOを含む多くの事業者に広がるよう、対応事業者の拡大と制度の定着が求められる。

また、利用者の安心を支える観点において、災害時における通信手段の確保は、今後より一層重視されるべきである。2022年に発生した全国規模の通信障害等を踏まえ、非常時事業者間ローミング¹⁴の制度的枠組みがMNO間で制度整備・実装準備が進められており、MVNOにおいても利用者保護の観点から同様の対応・体制整備が求められる。なお、非常時事業者間ローミングは、MNOの設備を利用するMVNOの利用者に対しても同様に提供することが基本方針として示されており、MVNOの参画を含めた実装準備を進めることが望まれる。

通信手段がライフラインと化している現代において、平時だけでなく有事においても利用者が安心してサービスを利用できるよう、制度面・実務面の双方から対策を講じる必要がある。

以上を踏まえ、MVNO委員会としては、以下の政策的対応を求める。

- ・ 端末購入プログラム等を通じた実質的な割引誘引モデルの是正
- ・ MNPホッピング行為に対する事業者の対応及び制度的な対応
- ・ 非常時事業者間ローミングの取り組みへのMVNOの参加支援

利用者が「わかりやすく」「安心して」「自由に」通信サービスを選択・継続利用できる環境は、市場全体の健全な発展と持続的な競争を支える根幹である。MVNO委員会としては、引き続き、金銭的・心理的・制度的なスイッチングコストを一層引き下げるとともに、事業者間の公正な競争条件が維持される市場づくりに取り組んでいく。

以上

¹⁴ 非常時事業者間ローミングとは https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/roaming.html